(19) **日本国特許庁(JP)**

(12) 公 開 特 許 公 報(A)

(11)特許出願公開番号

特開2013-211036 (P2013-211036A)

(43) 公開日 平成25年10月10日(2013, 10, 10)

(51) Int. Cl.

 \mathbf{F} L

テーマコード (参考)

GO6F 12/00 (2006.01)

GO6F 12/00 533J

審査請求 有 請求項の数 20 OL (全 20 頁)

(21) 出願番号 特願2013-108070 (P2013-108070) (22) 出願日 平成25年5月22日 (2013.5.22) (62) 分割の表示 特願2012-514057 (P2012-514057)

の分割

原出願日 平成22年6月1日(2010.6.1)

(31) 優先権主張番号 12/479, 189

(32) 優先日 平成21年6月5日 (2009.6.5)

(33) 優先権主張国 米国 (US)

(71) 出願人 500046438

マイクロソフト コーポレーション アメリカ合衆国 ワシントン州 9805 2-6399 レッドモンド ワン マイ

クロソフト ウェイ

(74)代理人 100140109

弁理士 小野 新次郎

(74)代理人 100075270

弁理士 小林 泰

(74)代理人 100101373

弁理士 竹内 茂雄

(74) 代理人 100118902

弁理士 山本 修

(74) 代理人 100153028 弁理士 上田 忠

最終頁に続く

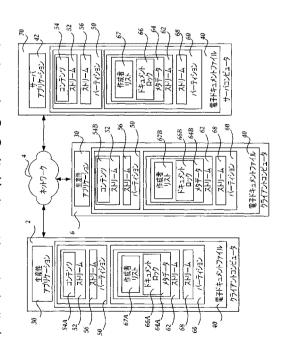
(54) 【発明の名称】サーバ記憶モデルを利用したファイルパーティションの同期

(57)【要約】 (修正有)

【課題】クライアント - サーバコンピュータネットワークにおいて、サーバ記憶モデルを利用してファイルパーティションを同期させる。

【解決手段】クライアントコンピュータで編集したコンテンツは、サーバコンピュータに記憶されたファイルの第1のパーティション内に含めることができる。第1のパーティションは、電子ドキュメントコンテンツを含む、ファイルの第2のパーティション内で、メタデータは、ファイルの第2のパーティション内で、メタデータは、第1のパーティション内の電子ドキュメントコンテンツに対する編集を記憶することができる。次いで、第2のパーティションをサーバコンピュータと個別に同期させて、メタデータを記憶することができる。次いで、第1のパーティションをサーバコンピュータと個別に同期させて、メタデータを記憶することができる。次いで、第1のパーティションをサーバコンピュータと個別に同期させて、電子ドキュメントコンテンツに対して加えられた編集を記憶することができる。

【選択図】図1



【特許請求の範囲】

【請求項1】

クライアント・サーバコンピュータネットワークにおいて、サーバ記憶モデルを利用してファイルパーティションを同期させる方法であって、

クライアントコンピュータから、電子ドキュメントのコンテンツに対する編集を同期させる要求を受信するステップであって、前記コンテンツはファイルに関連し、前記ファイルは、

前記コンテンツに対する編集を含む第1のパーティションであって、前記クライアントコンピュータにクライアント第1パーティションとして記憶され、サーバコンピュータにサーバ第1パーティションとして記憶される第1のパーティションと、

前記コンテンツに対する前記編集に関連するメタデータを含む第2のパーティションであって、前記第2のパーティションは、前記クライアントコンピュータにクライアント第2パーティションとして記憶され、前記サーバコンピュータにサーバ第2パーティションとして記憶され、前記メタデータは、前記コンテンツの編集者およびドキュメントロックのうちの少なくとも1つを含む、第2のパーティションとを含むステップと、

前記第2のパーティションを前記クライアントコンピュータと前記サーバコンピュータとの間で同期させ、前記クライアント第2パーティション内の前記メタデータを前記サーバコンピュータに記憶するステップであって、

前記クライアント第 2 パーティション内に記憶されたメタデータを、前記サーバ第 2 パーティション内に記憶されたメタデータと比較するステップと、

前記クライアント第2パーティション内に記憶された前記メタデータが、前記サーバ第2パーティション内に記憶された前記メタデータとは異なる場合に、第1の競合があるかどうか判定するステップと、

前記第1の競合があると判定されると、前記クライアント第2パーティション内に記憶された前記メタデータが、前記サーバ第2パーティション内に記憶された前記メタデータよりも新しいかどうか判定するステップと、

前記クライアント第2パーティション内に記憶された前記メタデータがより新しいと判定されると、前記クライアント第2パーティションを前記サーバ第2パーティションと同期させ、前記第1の競合を解決するステップとを含む、ステップと、

前記クライアント第1パーティションを前記クライアントコンピュータと前記サーバコンピュータとの間で同期させ、前記コンテンツに対してなされた前記編集を前記サーバコンピュータに記憶するステップと

を含むことを特徴とする方法。

【請求項2】

前記クライアント第1パーティションを前記クライアントコンピュータと前記サーバコンピュータとの間で同期させ、前記コンテンツに対してなされた前記編集を前記サーバコンピュータに記憶するステップは、

前記クライアント第1パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する編集を、前記サーバ第1パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する編集と比較するステップと、

前記サーバ第1パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する前記編集が、前記クライアント第1パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する前記編集とは異なる場合に、第2の競合があるかどうを判定するステップと を含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記クライアント第1パーティションを前記クライアントコンピュータと前記サーバコンピュータとの間で同期させ、前記コンテンツに対してなされた前記編集を前記サーバコンピュータに記憶するステップは、

前記第2の競合があると判定されると、前記サーバ第2パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する前記編集が、前記クライアント第1パーティション内に記憶され

10

20

30

40

た前記コンテンツに対する前記編集より新しいかどうか判定するステップと、

前記サーバ第 2 パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する前記編集が、より新しくないと判定されると、前記クライアント第 1 パーティションを前記サーバ第 1 パーティションと同期させ、前記第 2 の競合を解決するステップと

を含むことを特徴とする請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記クライアント第1パーティションを前記クライアントコンピュータと前記サーバコンピュータとの間で同期させ、前記コンテンツに対してなされた前記編集を前記サーバコンピュータに記憶するステップは、

前記サーバ第2パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する前記編集が、より新しいと判定されると、前記クライアントコンピュータおよび前記サーバコンピュータとの間の前記クライアント第1パーティションの前記同期を失敗させるステップと、

前記クライアントコンピュータに、エラーの指示を送信するステップと を含むことを特徴とする請求項3に記載の方法。

【請求項5】

前記コンテンツの前記編集者は、前記電子ドキュメントを現在編集している作成者を示すことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項6】

前記ドキュメントロックは、前記電子ドキュメントが現在編集されていることを示すことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項7】

前記サーバ第2パーティションは、前記メタデータが前記サーバ第2パーティション内に記憶された時期を示す第1のタイムスタンプを含み、前記コンテンツに対する編集を同期させる前記要求は、前記メタデータが前記クライアント第2パーティション内に記憶された時期を示す第2のタイムスタンプをさらに含み、前記クライアント第2パーティション内に記憶されたメタデータと比較するステップは、前記第1のタイムスタンプと前記第2のタイムスタンプを比較するステップを含むことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項8】

前記クライアント第1パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する前記編集に関連する前記メタデータは、前記クライアント第2パーティションのストリーム内で生成されることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項9】

コンピュータ実行可能命令を記憶したコンピュータ可読記憶媒体であって、前記コンピュータ実行可能命令は、コンピュータ上で実行されると、前記コンピュータに、サーバ記憶モデルを利用してファイルパーティションを同期する方法を実行させ、前記方法は、

クライアントコンピュータから、電子ドキュメントのコンテンツに対する編集を同期させる要求を受信するステップであって、前記コンテンツはファイルに関連し、前記ファイルは、

前記コンテンツに対する編集を含む第1のパーティションであって、前記クライアントコンピュータにクライアント第1パーティションとして記憶され、サーバコンピュータにサーバ第1パーティションとして記憶される第1のパーティションと、

前記コンテンツに対する前記編集に関連するメタデータを含む第2のパーティションであって、前記第2のパーティションは、前記クライアントコンピュータにクライアント第2パーティションとして記憶され、前記サーバコンピュータにサーバ第2パーティションとして記憶され、前記メタデータは、前記コンテンツの編集者およびドキュメントロックのうちの少なくとも1つを含む、第2のパーティションとを含むステップと、

前記第2のパーティションを前記クライアントコンピュータと前記サーバコンピュータとの間で同期させ、前記クライアント第2パーティション内の前記メタデータを前記サーバコンピュータに記憶するステップであって、

10

20

30

40

前記クライアント第 2 パーティション内に記憶されたメタデータを、前記サーバ第 2 パーティション内に記憶されたメタデータと比較するステップと、

前記クライアント第2パーティション内に記憶された前記メタデータが、前記サーバ第2パーティション内に記憶された前記メタデータとは異なる場合に、第1の競合があるかどうか判定するステップと、

前記第1の競合があると判定されると、前記クライアント第2パーティション内に記憶された前記メタデータが、前記サーバ第2パーティション内に記憶された前記メタデータよりも新しいかどうか判定するステップと、

前記クライアント第2パーティション内に記憶された前記メタデータがより新しいと 判定されると、前記クライアント第2パーティションを前記サーバ第2パーティションと 同期させ、前記第1の競合を解決するステップとを含む、ステップと、

前記クライアント第1パーティションを前記クライアントコンピュータと前記サーバコンピュータとの間で同期させ、前記コンテンツに対してなされた前記編集を前記サーバコンピュータに記憶するステップと

を含むことを特徴とするコンピュータ可読記憶媒体。

【請求項10】

前記クライアント第1パーティションを前記クライアントコンピュータと前記サーバコンピュータとの間で同期させ、前記コンテンツに対してなされた前記編集を前記サーバコンピュータに記憶するステップは、

前記クライアント第1パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する編集を、 前記サーバ第1パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する編集と比較するス テップと、

前記サーバ第1パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する前記編集が、前記クライアント第1パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する前記編集とは異なる場合に、第2の競合があるかどうを判定するステップと

を含むことを特徴とする請求項9に記載のコンピュータ可読記憶媒体。

【請求項11】

前記クライアント第1パーティションを前記クライアントコンピュータと前記サーバコンピュータとの間で同期させ、前記コンテンツに対してなされた前記編集を前記サーバコンピュータに記憶するステップは、

前記第2の競合があると判定されると、前記サーバ第2パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する前記編集が、前記クライアント第1パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する前記編集より新しいかどうか判定するステップと、

前記サーバ第2パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する前記編集が、より新しくないと判定されると、前記クライアント第1パーティションを前記サーバ第1パーティションと同期させ、前記第2の競合を解決するステップと

を 含 む こ と を 特 徴 と す る 請 求 項 1 0 に 記 載 の コ ン ピ ュ ー タ 可 読 記 憶 媒 体 。

【請求項12】

前記クライアント第1パーティションを前記クライアントコンピュータと前記サーバコンピュータとの間で同期させ、前記コンテンツに対してなされた前記編集を前記サーバコンピュータに記憶するステップは、

前記サーバ第2パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する前記編集が、より新しいと判定されると、前記クライアントコンピュータおよび前記サーバコンピュータとの間の前記クライアント第1パーティションの前記同期を失敗させるステップと、

前記クライアントコンピュータに、エラーの指示を送信するステップとを含むことを特徴とする請求項11に記載のコンピュータ可読記憶媒体。

【請求項13】

前記コンテンツの前記編集者は、前記電子ドキュメントを現在編集している作成者を示すことを特徴とする請求項9に記載のコンピュータ可読記憶媒体。

【請求項14】

10

20

30

40

前記ドキュメントロックは、前記電子ドキュメントが現在編集されていることを示すことを特徴とする請求項9に記載のコンピュータ可読記憶媒体。

【請求項15】

コンピュータシステムであって、

少なくとも1つの処理装置と、

コンピュータ実行可能命令を記憶し、前記少なくとも1つの処理装置に接続された少なくとも1つのメモリであって、前記コンピュータ実行可能命令は、前記少なくとも1つの処理装置によって実行されると、前記コンピュータシステムに、クライアント・サーバコンピュータネットワークにおいて、サーバ記憶モデルを利用してファイルパーティションを同期させる方法を実行させ、前記方法は、

クライアントコンピュータから、電子ドキュメントのコンテンツに対する編集を同期させる要求を受信するステップであって、前記コンテンツはファイルに関連し、前記ファイルは、

前記コンテンツに対する編集を含む第1のパーティションであって、前記クライアントコンピュータにクライアント第1パーティションとして記憶され、サーバコンピュータにサーバ第1パーティションとして記憶される第1のパーティションと、

前記コンテンツに対する前記編集に関連するメタデータを含む第2のパーティションであって、前記第2のパーティションは、前記クライアントコンピュータにクライアント第2パーティションとして記憶され、前記メタデータは、前記コンテンツの編集者およびドキュメントロックのうちの少なくとも1つを含む、第2のパーティションとを含むステップと、

前記第2のパーティションを前記クライアントコンピュータと前記サーバコンピュータとの間で同期させ、前記クライアント第2パーティション内の前記メタデータを前記サーバコンピュータに記憶するステップであって、

前記クライアント第 2 パーティション内に記憶されたメタデータを、前記サーバ第 2 パーティション内に記憶されたメタデータと比較するステップと、

前記クライアント第2パーティション内に記憶された前記メタデータが、前記サーバ第2パーティション内に記憶された前記メタデータとは異なる場合に、第1の競合があるかどうか判定するステップと、

前記第1の競合があると判定されると、前記クライアント第2パーティション内に記憶された前記メタデータが、前記サーバ第2パーティション内に記憶された前記メタデータよりも新しいかどうか判定するステップと、

前記クライアント第2パーティション内に記憶された前記メタデータがより新しいと 判定されると、前記クライアント第2パーティションを前記サーバ第2パーティションと 同期させ、前記第1の競合を解決するステップとを含む、ステップと、

前記クライアント第1パーティションを前記クライアントコンピュータと前記サーバコンピュータとの間で同期させ、前記コンテンツに対してなされた前記編集を前記サーバコンピュータに記憶するステップと

を含むことを特徴とするコンピュータシステム。

【請求項16】

前記クライアント第1パーティションを前記クライアントコンピュータと前記サーバコンピュータとの間で同期させ、前記コンテンツに対してなされた前記編集を前記サーバコンピュータに記憶するステップは、

前記クライアント第1パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する編集を、 前記サーバ第1パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する編集と比較するス テップと、

前記サーバ第1パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する前記編集が、前記クライアント第1パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する前記編集とは異なる場合に、第2の競合があるかどうを判定するステップと

を含むことを特徴とする請求項15に記載のコンピュータシステム。

10

20

30

- -

40

【請求項17】

前記クライアント第1パーティションを前記クライアントコンピュータと前記サーバコンピュータとの間で同期させ、前記コンテンツに対してなされた前記編集を前記サーバコンピュータに記憶するステップは、

前記第2の競合があると判定されると、前記サーバ第2パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する前記編集が、前記クライアント第1パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する前記編集より新しいかどうか判定するステップと、

前記サーバ第2パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する前記編集が、より新しくないと判定されると、前記クライアント第1パーティションを前記サーバ第1パーティションと同期させ、前記第2の競合を解決するステップと

を含むことを特徴とする請求項16に記載のコンピュータシステム。

【請求項18】

前記クライアント第1パーティションを前記クライアントコンピュータと前記サーバコンピュータとの間で同期させ、前記コンテンツに対してなされた前記編集を前記サーバコンピュータに記憶するステップは、

前記サーバ第2パーティション内に記憶された前記コンテンツに対する前記編集が、より新しいと判定されると、前記クライアントコンピュータおよび前記サーバコンピュータとの間の前記クライアント第1パーティションの前記同期を失敗させるステップと、

前記クライアントコンピュータに、エラーの指示を送信するステップとを含むことを特徴とする請求項17に記載のコンピュータシステム。

【請求項19】

前記コンテンツの前記編集者は、前記電子ドキュメントを現在編集している作成者を示すことを特徴とする請求項15に記載のコンピュータシステム。

【請求項20】

前記ドキュメントロックは、前記電子ドキュメントが現在編集されていることを示すことを特徴とする請求項15に記載のコンピュータシステム。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

[0001]

本発明は、クライアント - サーバコンピュータネットワークにおけるファイルパーティションの同期に関する。

【背景技術】

[0002]

クライアント・サーバコンピュータネットワークでは、電子ドキュメントファイルを、 複数のユーザによって異なるクライアントコンピュータから編集することができる。電子 ドキュメントファイルには、主ドキュメントファイルのコンテンツとは異なり、かつその コンテンツから独立した関連する編集セッションデータ(例えば、メタデータ(meta data))が含まれ得る。電子ドキュメントファイルは、その電子ドキュメントファイ ルに対して加えられたいかなる編集も記憶するように、クライアントコンピュータと中央 サーバとの間で同期させ、こうした編集は、その後ネットワーク内の他のクライアントコ ンピュータのユーザが見ることができる。既存の同期方法では、関連するいかなるメタデ ータも、電子ドキュメントファイルに対して加えられた編集と共に同期させなければなら ない。特に、マークアップ言語、またはOLE(object linking embedding)複合ドキュメントでは、メタデータは、拡張ファイル形式として 、同期させることができる。同期の結果、電子ドキュメントファイルに関連するメタデー タは、その電子ドキュメントファイルを同期させているユーザがそのメタデータを他のユ ーザに見られる、または(電子ドキュメントファイル内に)ダウンロードされることを望 まない場合であっても、サーバ上で自動的にエクスポーズされることになる。本発明の様 々な実施形態は、上記およびその他の考慮すべき点に関してなされた。

【先行技術文献】

10

20

30

40

【特許文献】

[0003]

【特許文献 1 】米国特許出願第 1 2 / 1 1 3 , 9 7 5 号明細書

【発明の概要】

[0004]

この概要は、以下の詳細な説明でさらに説明する概念の抜粋を簡略な形で提示するものである。この概要は、特許請求する主題の重要な特徴、または本質的な特徴を特定するものでも、特許請求する主題の範囲を決定する一助となるものでもない。

[00005]

クライアント・サーバコンピュータネットワークにおいて、サーバ記憶モデルを利用してファイルパーティションを同期させる実施形態を示す。電子ドキュメントのコンテンツはに対する編集は、クライアントコンピュータで受信することができる。このコンテンツは、サーバコンピュータに記憶されたファイルの第1のパーティション内に含めることができる。第1のパーティションは、電子ドキュメントコンテンツを含む第1のストリーティションを含むことができる。クライアントコンピュータは、ファイルの第2のパーティション内で、メタデータを生成することができる。メターフとができる。次いで、第1のパーティション内の電子ドキュメントコンテンツに対する編集と関連付けて、第1のパーティションをサーバコンピュータと個別に同期させて、メタデータを記憶することができる。次いで、第1のパーティションをサーバコンピュータと個別に同期させて、電子ドキュメントコンテンツに対して加えられた編集を記憶することができる。

[0006]

上記およびその他の特徴ならびに利点は、以下の詳細な説明を読み、関連する図面を参照すると明白となるであろう。前述の概要、および以下の詳細な説明はどちらも、単なる例示にすぎず、特許請求する本発明を限定するものではないことを理解されたい。

【図面の簡単な説明】

[0007]

【図1】様々な実施形態に従い、サーバ記憶モデルを利用してファイルパーティションを同期させることができるクライアント・サーバネットワークアーキテクチャを示すブロック図である。

【図2】様々な実施形態に従い、サーバ記憶モデルを利用してファイルパーティションを 同期させることができるクライアントコンピューティング環境を示すブロック図である。

【 図 3 】ある実施形態に従い、サーバ記憶モデルを利用してファイルパーティションを同期させるルーチンを示す流れ図である。

【図4】図3に記載の実施形態に従い、サーバ記憶モデルを利用して単一のファイルパー ティションを同期させるルーチンを示す流れ図である。

【図 5 】図 3 に記載の実施形態に従い、サーバ記憶モデルを利用してもう 1 つのファイルパーティションを同期させるルーチンを示す流れ図である。

【図 6 】別の実施形態に従い、サーバ記憶モデルを利用してファイルパーティションを同期させるルーチンを示す流れ図である。

【図7】図6に記載の実施形態に従い、サーバ記憶モデルを利用して第2のクライアント コンピュータのファイルパーティションを同期させるルーチンを示す流れ図である。

【発明を実施するための形態】

[0 0 0 8]

クライアント・サーバコンピュータネットワークにおいて、サーバ記憶モデルを利用してファイルパーティションを同期させる実施形態を示す。電子ドキュメントのコンテンツに対する編集は、クライアントコンピュータで受信することができる。このコンテンツは、サーバコンピュータに記憶されたファイルの第1のパーティション内に含めることができる。第1のパーティションは、電子ドキュメントコンテンツを含む第1のストリームを

10

20

30

40

20

30

40

50

含むことができる。ファイルは、複数のパーティションを含むことができ、各パーティションは、1つまたは複数のストリームを含むことができる。クライアントコンピュータは、ファイルの第2のパーティション内で、メタデータを生成することができる。メタデータは、第1のパーティション内の電子ドキュメントコンテンツに対する編集と関連付けることができる。次いで、第2のパーティションをサーバコンピュータと個別に同期させて、メタデータを記憶することができる。次いで、第1のパーティションをサーバコンピュータと個別に同期させて、電子ドキュメントコンテンツに対して加えられた編集を記憶することができる。

[0009]

以下の詳細な説明では、本明細書の一部を成す添付の図面を参照するが、これらの図面は特定の実施形態または実施例を例によって示すものである。本発明の趣旨または範囲から逸脱することなく、これらの実施形態を組み合わせること、他の実施形態を利用すること、および構造に変更を行うことができる。したがって、以下の詳細な説明は、限定的な意味で解釈すべきではなく、本発明の範囲は、添付の特許請求の範囲、およびその均等物によって規定されるものである。

[0 0 1 0]

次に、図面を参照しながら本発明の様々な態様を説明するが、図面は、いくつかの図を通して同じ符号は同じ要素を示す。図1は、様々な実施形態に従い、サーバ記憶モデルを利用してファイルパーティションを同期させることができるクライアント・サーバネットワークアーキテクチャを示すブロック図である。このネットワークアーキテクチャは、クライアントコンピュータ2およびクライアントコンピュータ6を含み、どちらもネットワーク4を介してサーバコンピュータ70と通信する。ネットワーク4には、ローカルネットワークまたは広域ネットワーク(例えば、インターネット)が含まれ得る。

[0011]

クライアントコンピュータ2は、生産性アプリケーション30を記憶することができ、このアプリケーション30を用いて、電子ドキュメントファイル40(やはりクライアントコンピュータ2に記憶されている)を編集することができる。様々な実施形態によれば、生産性アプリケーション30は、ワシントン州レドモンドのMICROSOFT CORPORATION製のWORD文書作成ソフトウェア、POWERPOINTプレゼンテーショングラフィクスプログラム、およびGROOVEソフトウェアを備えることができる。しかし、本明細書に記載の様々な実施形態によれば、他の製造者製の他の生産性プログラムまたはアプリケーションプログラムも使用することができることを理解されたい

[0012]

電子ドキュメントファイル40は、ネットワーク4を介してサーバコンピュータ70からダウンロード操作することになって、クライアントコンピュータ2の生産性性、プリケーション30によって生成することができる。電子ドキュメントリーム52は、マイション50を含むことができる。パーティション50を含むことができる。パーティション50を含むことができる。電子ドキュメントリーム52は、ブリーティション60を含むことができる。パーティション60を含むことができる。パーティション60を含むことができる。パーティション60を含むことができる。パーティション60を含むことができる。パーティション60を含むことができる。特に、メタデータ64Aは、コンテンツ54Aと関連付けることができる。特に、メタデータ64Aは、コントファイル40の現在のユーザ(例えば、現在コンテンツ54Aを編集しているユーザ)を記載したドキュメントロック66Aとを含むことができる。

[0 0 1 3]

様々な実施形態によれば、「パーティション」は、ファイル(電子ドキュメントファイ

20

30

40

50

ル40など)内の「ファイル」として定義され、1つまたは複数のストリームを含むことができる。パーティション内に含まれる「ストリーム」は、電子ドキュメントファイル内の関連するデータ(コンテンツ54Aまたはメタデータ64Aなど)を含む。ファイル内の各パーティションは、互いに独立に、かつ異なる同期速度で同期させることができる(すなわち、単一のファイル内のパーティション内の複数のストリームは、互いに関連するが、異なるパーティション内のストリーム間では関連がなくともよい。例えば、ストリーム56は、電子ドキュメントコンテンツに関連する(したがって、ストリーム52に関連する)データを含むが、電子ドキュメントファイル40に関連するメタデータは含まなくともよい。さらに、所与のパーティション内の複数のストリームを同時に同期させ、それによって同じパーティション内のストリーム間で整合性を保証する。

[0014]

クライアントコンピュータ6は、生産性アプリケーション30を記憶することができ、 このアプリケーション30をやはり用いて、電子ドキュメントファイル40(やはりクラ イアントコンピュータ6に記憶されている)を編集することができる。電子ドキュメント ファイル40は、ネットワーク4を介してサーバコンピュータ70からダウンロード操作 することによって、クライアントコンピュータ6で受信することができ、または、電子ド キュメントファイル40は、クライアントコンピュータ6の生産性アプリケーション30 によって生成することができる。電子ドキュメントファイル40は、パーティション50 を含むことができる。パーティション50は、ストリーム52および56を含むことがで きる。ストリーム 5 2 は、コンテンツ 5 4 B (すなわち電子ドキュメントコンテンツ)を さらに含むことができる。電子ドキュメントファイル40はまた、パーティション60を 含むことができる。パーティション60は、ストリーム62および68を含むことができ る。ストリーム62は、メタデータ64Bをさらに含むことができる。様々な実施形態に よれば、「メタデータ」は、パーティション内のストリームに含まれるコンテンツを表す ことを理解されたい。ある実施形態によれば、メタデータ64Bは、パーティション50 内に記憶されたコンテンツ54Bと関連付けることができる。特に、メタデータ64Bは 、 コンテンツ 5 4 B の 1 人または 複数 人 の 作 成 者 を 記 載 し た 作 成 者 リ ス ト 6 7 B と 、 電 子 ドキュメントファイル40の現在のユーザ(例えば、現在コンテンツ54Bを編集してい るユーザ)を記載したドキュメントロック66Bとを含むことができる。

[0015]

[0016]

サーバコンピュータ70はまた、電子ドキュメントファイル40を記憶することができる。電子ドキュメントファイル40は、パーティション50を含むことができる。パーティション50は、ストリーム52は、コンテンツ54(すなわち電子ドキュメントコンテンツ)をさらに含むことができる。電子ドキュメントファイル40はまた、パーティション60を含むことができる。パーティシ

20

30

40

50

ョン60は、ストリーム62および68を含むことができる。ストリーム62は、メタデータ64は、ストリーム62は、メタデータ64は、パーティション50内に記憶されたコンテンツ54と関連付けることができる。特に、メタテータ64は、メタデータ64は、メタデータ64は、メタデータ64は、メタデータ64は、メタデータ64は、メタデータ64は、メタデータ64は、メタデータ64は、メタデータ64は、カーが、現在コンテンツ54を編形したドキュメントファイル40は、サーバコンピュータ70からクライアントコンピュータ70に同期を戻す前に変更が行われた場合に、電子ドキュメントファイル40は、サーバコンができる。カラライアル1コンピュータ70に同期を戻す前に変更が行われた場合に、デキュメントフコンピュータ70に同期を戻す前に変更が行われた場合に、カージョンを、カーションをできる4のクライアントコンピュータ2および6におけるバージョンを、それらのファイル要素を表す参照番号の後に文字「A」および「B」を付すことによって識別している。

[0017]

様々な実施形態によれば、また図3~7に関して以下でより詳細に説明するように、サ ーバアプリケーション 4 2 、および生産性アプリケーション 3 0 は、クライアントコンピ ュータ 2 および 6 のパーティション 5 0 および 6 0 の、サーバコンピュータ 7 0 との同期 を容易にするように構成することができる。ある実施形態によれば、サーバアプリケーシ ョン 4 2 は、(それだけに限られるものではないが、ステートレスプロトコル(stat eless protocol)を含めた)プロトコルを利用して、ドキュメントの増分 同 期 を 容 易 に し 、 か つ サ ー バ フ ァ イ ル が 、 複 数 の 独 立 デ ー タ ス ト リ ー ム 、 ま た は 従 属 デ ー タストリームをエクスポーズする一助となるように構成することができる。したがって、 電子ファイル内の各パーティションは、互いに独立に、かつ異なる同期速度で同期させる ことができる(すなわち、単一のファイル内のパーティションを、異なる時間で同期させ ることができる)。例えば、サーバアプリケーション42は、生産性アプリケーション3 0 と共に、クライアントコンピュータ 2 の (メタデータ 6 4 を含む) パーティション 6 0 を、 (コンテンツ 5 4 A を含む) パーティション 5 0 よりも先にサーバコンピュータ 7 0 と同期させるように構成することができる。異なる速度でパーティションを同期させるこ とによって、ネットワーク4を介してサーバコンピュータ70に通信されるデータ量が減 少し、それによってサーバのスケーラビリティが向上することを理解されたい。様々な実 施形態に従って利用することができる例示のステートレスプロトコルが、2008年5月 2日出願の関連の特許文献1、名称「Document Synchronization over Stateless Protoc ols」に記載され、その開示を全体として参照により本明細書に組み込む。

[0018]

クライアントコンピュータ 2 および 6 、ならびにサーバコンピュータ 7 0 に関して論じた様々なパーティションおよびストリームは、単なる例にすぎず、様々な実施形態によるを電子ドキュメントファイル内に含まれるパーティションまたはストリームの数とによれば、電子ドキュメントファイルは、単一のパーティション、および単一のストリームしか含まなくともよくでもよい。では、でもよいがでもよい。様々な実施形態によれば、クライアントカーに含まれば、カラーファイル内に含まれば、クライアントカーに含まないができるがでもよい。様々な実施形態によれば、クライアントカーに含まれてアントカーにはないが、カラーカーに対してアンピュータ 7 0 の電子ドキュメントファイル内に含まれてアントカーにではないが、カラーカーが、カラーカーができることをさらに理解されたい。本明細書に記載の実施形態はのというできることをさらに理解されたい。本明細書に記載の実施形態が、他のコンピューティング装置、通信装置、および/または他のシステムと通信する。

る機能性を含み、本明細書に記載の実施形態および実施例に限定されるものではないことをさらに理解されたい。したがって、例えば、様々な実施形態によれば、図 1 のネットワークアーキテクチャは、サーバコンピュータ 7 0 と通信している追加のクライアントコンピュータを含むことができる。

例示的な動作環境

[0019]

次に、図2を参照すると、以下の考察は、様々な例示の実施形態を実施することができる適切なコンピューティング環境の簡略な概要を示すものである。様々な実施形態について、パーソナルコンピュータのオペレーティングシステムで実行するプログラムモジュールと共に実行するプログラムモジュールの一般的な例をとって説明するが、これらの様々な実施形態はまた、他のタイプのコンピュータシステムおよびプログラムモジュールと組み合わせて実施することもできることが、当業者には認識されよう。

[0020]

一般に、プログラムモジュールには、特定のタスクを実施する、または特定の抽象データ型を実施するルーチン、プログラム、構成要素、データ構造、および他のタイプの構造が含まれる。さらに、様々な実施形態は、ハンドヘルド装置、マルチプロセッサシステム、マイクロプロセッサベースの消費者向け電子機器、またはプログラム可能な消費者向け電子機器、ミニコンピュータ、メインフレームコンピュータなどを含めて、他のコンピュータシステム構成を用いても実施できることが当業者には理解されよう。様々な実施形態はまた、通信ネットワークを介してリンクしているリモート処理装置によってタスクが実施される分散コンピューティング環境でも実行することができる。分散コンピューティング環境では、プログラムモジュールは、ローカルメモリ記憶装置、およびリモートメモリ記憶装置の両方に配置することができる。

[0 0 2 1]

図2は、1つまたは複数のアプリケーションプログラムを実行することが可能な、汎用デスクトップ、ラップトップ、ハンドヘルド、タブレット、または他のタイプのコンピュータが含まれ得るクライアントコンピュータ2を示す。クライアントコンピュータ2は、少なくとも1つのCPU8(中央処理装置)、RAM18(ランダムアクセスメモリ)、およびROM20(読み取り専用メモリ)を含むシステムメモリ12、ならびにメモリの要素間で情報を転送する助けとなる基本ルーチンを含む基本入出力システムが、ROM20内に記憶されている。クライアントコンピュータ2は、オペレーティングシステム32、生産性アプリケーション30、ならびに図1に関して上述したパーティション50、ストリーム52、56、62、および68、コンテンツ54A、メタデータ64A、作成者リスト67A、およびドキュメントロック66Aを含む電子ドキュメントファイル40を記憶する大容量記憶装置14をさらに含む。

[0022]

様々な実施形態によれば、オペレーティングシステム32は、ワシントン州レドモンドのMICROSOFT CORPORATION製のWINDOWS(登録商標)オペレーティングシステムなど、ネットワーク化されたパーソナルコンピュータの動作を制御するのに適したものでよい。大容量記憶装置14は、バス10に接続された大容量記憶装置14は、バス10に接続された大容量記憶装置14、および通信装では、クライアントコンピュータで記録はない。大容量記憶装置を指しているが、コンピュータ可読媒体には、クライアントコンピュータ2によってアクセスまたは利用することができる、利用可能ないかなる媒体でもよいことを当業者には理解されたい。例として、それだけに限られるものではないが、コンピュータ可読媒体には、コンピュータ記憶媒体、および通信媒体が含まれ得る。

[0023]

10

20

30

20

30

40

50

コンピュータ記憶媒体には、コンピュータ可読命令、データ構造、プログラムモジュー ル、または他のデータなどの情報を記憶する任意の物理的方法または技術で実施される、 揮 発 性 お よ び 不 揮 発 性 の 、 取 り 外 し 可 能 、 お よ び 取 り 外 し 不 可 能 な ハ ー ド ウ ェ ア 記 憶 媒 体 が含まれる。コンピュータ記憶媒体には、それだけに限られるものではないが、RAM、 ROM、EPROM、EEPROM、フラッシュメモリ、または他の固体メモリ技術、C D - R O M 、 D V D (デジタル多用途ディスク) または他の光記憶装置、磁気カセット、 磁 気 テ ー プ 、 磁 気 デ ィ ス ク 記 憶 装 置 、 ま た は 他 の 磁 気 記 憶 装 置 が 含 ま れ 、 こ れ ら の コ ン ピ ュータ記憶媒体を用いて、所望の情報を記憶することができ、かつこれらのコンピュータ 記憶媒体は、クライアントコンピュータ2によってアクセスすることができる。通信媒体 は、典型的には、コンピュータ可読命令、データ構造、プログラムモジュール、または他 のデータを、搬送波もしくは他の搬送機構などの変調されたデータ信号で実施し、通信媒 体には、いかなる情報送達媒体も含まれる。用語「変調されたデータ信号」とは、情報を 信 号 内 で 符 号 化 す る よ う に そ の 特 性 の 1 つ ま た は 複 数 が 設 定 ま た は 変 更 さ れ た 信 号 を 意 味 する。例として、それだけに限られるものではないが、通信媒体には、有線ネットワーク - もしくは直接有線接続などの有線媒体、ならびに音響、RF、赤外線、および他の無線 媒体などの無線媒体が含まれる。上記のいずれかの組合せもやはり、コンピュータ可読媒 体の範囲内に含まれるものである。コンピュータ可読媒体はまた、コンピュータプログラ ム製品と呼ぶこともできる。

[0024]

様々な実施形態によれば、クライアントコンピュータ2は、例えば、ローカルネットワークまたは広域ネットワータへの論理接続を用いて、バス10に接続ですったとができる。クライアントカークは、バス10に接続ですった。クライアントカークは、バス10に接続ですったが、クライアントカークを開いて、バス10に接続ですった。クラインターカーのででは、バス10に接続といる。クローカーのででは、バス10に接続といる。クローカーのででは、バス10に接続といる。クローカーのででは、バスカーのででは、バスカーのででは、バスカーのでで、バスカーのでで、バスカーのでは、ボードインのでは、ボードインと、ボードのでは、ボード、カーは、カーカーのででは、ボード、カーカーのでは、ボード、カーカーのでは、ボールのでは、ボード、カーカーのでは、ボールので

[0 0 2 5]

図3は、ある実施形態に従い、サーバ記憶モデルを利用してファイルパーティションを同期させるルーチン300を示す流れ図である。本明細書に記載のルーチンに関するその実施がは、本発明の様々な実施形態の論理演算は、(1)コンピューティングシステム内で相互を見られた機械論理である。とが理解された機械論理である。とができるコンピューティングシステム内で相互接続された機械論理のよりによりにより、として実施されることが理解されよう。を構築するにはである。したが異なな実施形態を構築する論理演算は、操作、である。これらの操作、構造装置、行為、またはモジュールとして様々に称される。これらの操作、構造装置、活為、およびモジュールは、本明細書に記載の特許請求の範囲に記載の本発明の趣旨およびを追り、ソフトウェア、ファームウェア、特殊目的デジタル論理、おおびそれらのいかなる組合せにおいても実施することができることが当業者には認識されよう。

[0026]

ルーチン 3 0 0 は、操作 3 0 5 から開始し、ここでクライアントコンピュータ 2 で実行されている生産性アプリケーション 3 0 は、電子ドキュメントファイル 4 0 のパーティシ

20

30

40

50

ョン 5 0 内の(ストリーム 5 2 内に含まれた)電子ドキュメントコンテンツに対する編集を受信する。ある実施形態によれば、電子ドキュメントファイル 4 0 は、その中に含まれたパーティションおよびストリームを全て含めて、サーバコンピュータ 7 0 からダウンロードすることができる。次いで、パーティション 5 0 は、その中に含まれたコンテンツ 5 4 を編集するために開き、それによってコンテンツ 5 4 A を作成することができる。

[0027]

ルーチン300は、操作305から操作310に続き、ここで生産性アプリケーション30は、電子ドキュメントファイル40のパーティション60内でメタデータ64Aを生成する。特に、生産性アプリケーション30は、電子ドキュメントファイル40のパーティション60内の作成者リスト67を更新して、クライアントコンピュータ2のユーザを作成者として追加するメタデータを生成することができる(それによって、作成者リスト67Aを生成する)。生産性アプリケーション30はまた、電子ドキュメントファイル40のパーティション60にドキュメントロック66Aを追加して、電子ドキュメントファイル40が、現在クライアントコンピュータ2のユーザによって編集されていることを示すメタデータを生成することができる。

[0028]

ルーチン300は、操作310から操作315に続き、ここで生産性アプリケーション30は、メタデータ64に対して加えられた変更(すなわち、作成者リスト67Aおよびドキュメントロック66Aを含むメタデータ64A)をサーバコンピュータ70に保存するために、パーティション60をサーバコンピュータ70と同期させる要求をサーバアプリケーション42に送信する。パーティション60は、変更されたメタデータ64Aだけがサーバコンピュータ70に保存されるように、パーティション50とは独立に同期させることができることを理解されたい。パーティション60をサーバコンピュータと同期させる例示のルーチンについて、図4に関して以下でより詳細に説明する。

[0029]

ルーチン300は、操作315から操作320に続き、ここで生産性アプリケーション30は、編集済みのコンテンツ54Aをサーバコンピュータ70に保存するために、パーティション50は、編集済みコンテンツ54Aだけがサーバコンピュータ70に保存されるように、パーティション60とは独立に同期させることができるしたがってパーティション60および50を同期させるには逆でもよく、クライアンとを理解されたい。パーティション60および50を同期させる順序は逆でもよく、70と独立に同期させてもよいことをさらに理解されたい。パーティション50をサーバ説に説明する。ルーチン300は、操作320から操作325に続き、ここでルーチン300は終了する。上記で論じた操作310~320はまた、ある実施形態によれば、クライアントコンピュータ6で実行されている生産性アプリケーション30によって実施することができることを理解されたい。

[0030]

図4は、図3に記載の実施形態に従い、サーバ記憶モデルを利用して単一のファイルパーティションを同期させるルーチン400を示す流れ図である。ルーチン400は、図3の操作315から開始し、操作405に続き、ここでサーバアプリケーション42は、クライアントコンピュータ2のパーティション60をサーバコンピュータ70と同期させるのに競合(conflict)があるか判定する。特に、ある実施形態によれば、サーバアプリケーション42は、クライアントコンピュータ2のパーティション60内に記憶されたメタデータ64Aと比較して、何らかの差があるか判定することができる。メタデータ64Aとメタデータ64と比較して、何らかの差があるか判定することができる。メタデータ64Aとメタデータ64と対算定し、ルーチン400は関3の操作320に戻る。

20

30

40

50

操作410で、サーバアプリケーション42は、クライアントコンピュータ2のパーティション60内のメタデータ64Aの方が、サーバコンピュータ3のたメィショータ64よりも新しいかに基づいケーション30からの要求は、メタデータ64Aがメクライアントコンピュータ2のパーティッ・カータ64よりも新しいかに基づりケーション30内に記憶では、メタデータ64Aがファイアントコンピュータ2の内に記憶でできる。サーバアフリケーション42は、クタタイでは、カークア・カータのでは、カークできる4Aがメタデータ64Aがメタデータ64Aがメクデータ64Aがメタデータ64Aがメクデータ64Aがメクデータ64Aがメクデータ64Aがメクデータ64Aがメクデータ64Aがメクデータ64Aがメクデータ64Aがメクデータ64Aよりも新しいと判定された場合、ルーチン400は操作42にション30からの要求は、競合を識別する(かつ解決する)HTTP(ハイパーテキスには理のアップ言語)ETAG(エンティティタグ)を含むことができることを当業者には理解されたい。

[0032]

操作 4 1 5 で、サーバアプリケーション 4 2 は、クライアントコンピュータ 2 のパーティション 6 0 をサーバコンピュータ 7 0 と自動的に同期させ、クライアントコンピュータ 2 にある最新のメタデータ 6 4 A を優先して競合を解決する。したがって、サーバアプリケーション 4 2 は、サーバコンピュータ 7 0 のパーティション 6 0 内のメタデータ 6 4 を、メタデータ 6 4 A で更新することができる。ルーチン 4 0 0 は、操作 4 1 5 から図 3 の操作 3 2 0 に戻る。

[0033]

操作420で、サーバアプリケーション42は、メタデータ64Aよりも新しいメタデータ64を優先して競合を解決するように、クライアントコンピュータ2のパーティション60のサーバコンピュータ70との同期を自動的に失敗させる。したがって、サーバアプリケーション42は、サーバコンピュータ70のパーティション60内のメタデータ64を維持することができる。ルーチン400は、操作420から図3の操作320に戻る

[0034]

図5は、図3に記載の実施形態に従い、サーバ記憶モデルを利用してもう1つのファイルパーティションを同期させるルーチン500を示す流れ図である。ルーチン500は、図3の操作320から開始し、操作505に続き、ここでサーバアプリケーション42は、クライアントコンピュータ2のパーティション50をサーバコンピュータ70と同期させるのに競合があるか判定する。特に、ある実施形態によれば、サーバアプリケーション42は、クライアントコンピュータ2のパーティション50内に記憶されたコンテンツ54Aを、サーバコンピュータ70のパーティション50内に記憶されたコンテンツ54と比較することができる。コンテンツ54が、クライアントコンピュータ2のパーティション50内の編集済みコンテンツ54がにはない編集を含む場合、サーバコンピュータ70は、競合があると判定し、ルーチン500は操作515に続く。

[0035]

操作 5 1 0 で、サーバアプリケーション 4 2 は、クライアントコンピュータ 2 のユーザ 向けに競合エラーメッセージを生成する。例えば、サーバアプリケーション 4 2 がクライアントコンピュータ 2 に対して生成する競合エラーメッセージには、サーバ 7 0 に先にアップロードされた、コンテンツ 5 4 に対する(例えば、クライアントコンピュータ 6 のユーザによって行われた)未知の編集が含まれ得る。競合エラーメッセージに応答して、クライアントコンピュータ 2 のユーザは、編集済みコンテンツ 5 4 んを、コンテンツ 5 4 に対する編集とマージすることによって、あるいは、コンテンツ 5 4 に対する先の編集を、サーバ 7 0 で変更しないまま維持することによって、手動で競合を解決することができる

。ルーチン 5 0 0 は、操作 5 1 0 から図 3 の操作 3 2 5 に戻る。

[0036]

操作 5 1 5 で、サーバアプリケーション 4 2 は、パーティション 5 0 内の編集済みコンテンツ 5 4 A をサーバ 7 0 と同期させて、サーバ 7 0 のコンテンツ 5 4 を編集済みコンテンツ 5 4 A で更新する。ルーチン 5 0 0 は、操作 5 1 5 から図 3 の操作 3 2 5 に戻る。

[0 0 3 7]

図6は、別の実施形態に従い、サーバ記憶モデルを利用してファイルパーティションを同期させるルーチン600を示す流れ図である。ルーチン600は、操作605から開始し、ここでクライアントコンピュータ2で実行されている生産性アプリケーション30は、電子ドキュメントファイル40のパーティション50内の(ストリーム52内に含まれた)電子ドキュメントコンテンツに対する編集を受信する。ある実施形態によれば、電子ドキュメントファイル40は、その中に含まれたパーティションおよびストリームを全て含めて、サーバコンピュータ70からダウンロードすることができる。次いで、パーティション50は、その中に含まれたコンテンツ54を編集するために開き、それによってコンテンツ54Aを作成することができる。

[0038]

ルーチン 6 0 0 は、操作 6 0 5 から操作 6 1 0 に続き、ここで生産性アプリケーション 3 0 は、電子ドキュメントファイル 4 0 のパーティション 6 0 内で、パーティション 5 0 内のコンテンツ 5 4 A の編集者を識別するメタデータ 6 4 A を生成する。特に、生産性アプリケーション 3 0 は、電子ドキュメントファイル 4 0 のパーティション 6 0 内の作成者 リスト 6 7 に、コンテンツ 5 4 A の編集者の名前を追加するメタデータを生成することができる(それによって、作成者リスト 6 7 A を生成する)。

[0039]

ルーチン600は、操作610から操作615に続き、ここで生産性アプリケーション30は、メタデータ64に対して加えられた変更(すなわち、作成者リスト67Aを含むメタデータ64A)をサーバコンピュータ70に保存するために、パーティション60をサーバコンピュータ70と同期させる要求をサーバアプリケーション42に送信する。パーティション60は、変更されたメタデータ64Aだけがサーバコンピュータ70に保存されるように、パーティション50とは独立に同期させることができることを理解されたい。

[0040]

ルーチン600は、操作615から操作620に続き、ここでクライアントコンピュータ6で実行されている生産性アプリケーション30は、電子ファイル40をダウンロードすることによって、サーバコンピュータ70からファイルパーティション50および60を(その中に含まれたストリーム42、56、62、および68を含めて)受信する。クライアントコンピュータ6は、ファイルパーティション60を受信する際に、クライアントコンピュータ2のコンテンツ54Aの編集者を識別するメタデータ64Aもやはり受信し、このメタデータ64Aは、操作615でクライアントコンピュータ2のパーティション60をサーバコンピュータ70と同期させた結果として生じたものであることを理解されたい。したがって、クライアントコンピュータ6のユーザは、クライアントコンピュータ2のユーザもやはり、サーバコンピュータ70からコンテンツ54をダウンロードして編集を行ったと判断することができる。

[0041]

ルーチン600は、操作620から操作625に続き、ここでクライアントコンピュータ6で実行されているアプリケーション30は、電子ドキュメントファイル40のパーティション50内の(ストリーム52内に含まれた)電子ドキュメントコンテンツに対する編集を受信する。次いで、パーティション50は、その中に含まれたコンテンツ54を編集するために開き、それによってコンテンツ54Bを作成することができる。編集済みのコンテンツ54Bには、クライアントコンピュータ2で行われた編集(すなわち、編集済みコンテンツ54A)は含まれないことを理解されたい。

10

20

30

40

20

30

40

50

[0042]

ルーチン600は、操作625から操作630に続き、ここでクライアントコンピュータ6で実行されている生産性アプリケーション30は、メタデータ64に対して加えられた変更(すなわち、作成者リスト67Bを含むメタデータ64B)をサーバコンピュータ70に保存するために、パーティション60をサーバコンピュータ70と同期させる要求をサーバアプリケーション42に送信する。パーティション60は、変更されたメタデータ64Bだけがサーバコンピュータ70に保存されるように、パーティション50とは独立に同期させることができることを理解されたい。

[0043]

ルーチン600は、操作630から操作635に続き、ここでクライアントコンピュータ2は、クライアントコンピュータ6からのコンテンツ54Bの編集者を識別するメタデータ64Bを受信し、このメタデータ64Bは、操作630でパーティション60をサーバコンピュータ70と同期させた結果として生じたものである。特に、クライアントコンピュータ2で実行されている生産性アプリケーション30は、クライアントコンピュータ6からのメタデータ64Bで先に更新されたパーティション60をサーバコンピュータ70からダウンロードすることができる。したがって、クライアントコンピュータ2のユーザは、クライアントコンピュータ6のユーザもやはり、サーバコンピュータ70からコンテンツ54をダウンロードして編集を行ったと判断することができる。

[0044]

ルーチン600は、操作635から操作640に続き、ここでクライアントコンピュータ2で実行されている生産性アプリケーション30は、編集済みコンテンツ54Aをサーバコンピュータ70に保存するために、パーティション50をサーバコンピュータ70と同期させる要求をサーバアプリケーション42に送信する。パーティション50は編集済みコンテンツ54Aだけがサーバコンピュータ70に保存されるように、パーティション60とは独立に同期させることができることを理解されたい。パーティション60および50を同期させる順序は逆でもよく、したがってパーティション50を、パーティション60よりも先に、サーバコンピュータ70と独立に同期させてもよいことをさらに理解されたい。

[0045]

ルーチン600は、操作640から操作645に続き、ここでクライアントコンピュータ6で実行されている生産性アプリケーション30は、編集済みコンテンツ54Bをサーバコンピュータ70に保存するために、パーティション50をサーバコンピュータ70は、編集済みコンテンツ54Bだけがサーバコンピュータ70に保存されるように、パーティション50は、編集済みコンテンツ54Bだけがサーバコンピュータ70に保存されるように、パーティション60おまび50を同期させることができることを理解されたい。パーティション60および50を同期させる順序は逆でもよく、したがってパーティション50を、パーティション50をサーバコンピュータ70と同期させる例示のルーチンについて、図7に関して以下でより詳細に説明する。ルーチン600は、操作645から操作650に続き、ここでルーチン600は終了する。

[0 0 4 6]

図 7 は、図 6 に記載の実施形態に従い、サーバ記憶モデルを利用して第 2 のクライアントコンピュータのファイルパーティションを同期させるルーチン 7 0 0 を示す流れ図である。ルーチン 7 0 0 は、図 6 の操作 6 4 5 から開始し、操作 7 0 5 に続き、ここでクライアントコンピュータ 6 で実行されている生産性アプリケーション 3 0 は、パーティション 5 0 に何らかの更新が行われているかサーバコンピュータ 7 0 のパーティション 6 0 内のコンテ 定性アプリケーション 3 0 は、サーバコンピュータ 7 0 のパーティション 6 0 内のコンテンツ 5 4 がクライアントコンピュータ 2 によって更新されたかについて、サーバアプリケーション 4 2 にクエリを送信することができる。図 6 の操作 6 2 0 で上述したように、クライアントコンピュータ 6 のユーザは、サーバコンピュータ 7 0 からダウンロードした電

子ファイル 4 0 内のファイルパーティション 5 0 および 6 0 を受信する際に、サーバコンピュータ 7 0 のパーティション 5 0 内のコンテンツ 5 4 がクライアントコンピュータ 2 で別のユーザによって編集されていることを知ることができる。

[0047]

ルーチン 7 0 0 は、操作 7 0 5 から操作 7 1 0 に続き、ここでクライアントコンピュータ 6 は、サーバコンピュータ 7 0 のパーティション 5 0 が更新された(すなわち、クライアントコンピュータ 2 によって)ことの確認をサーバアプリケーション 4 2 から受信し、したがって、クライアントコンピュータ 2 からの編集済みコンテンツ 5 4 A を、クライアントコンピュータ 6 のパーティション 5 0 内の編集済みコンテンツ 5 4 B とマージして利用することが可能となる。ルーチン 7 0 0 は、操作 7 1 0 から操作 7 1 5 に続き、ここでクライアントコンピュータ 6 は、サーバコンピュータ 7 0 から編集済みコンテンツ 5 4 A を受信する。

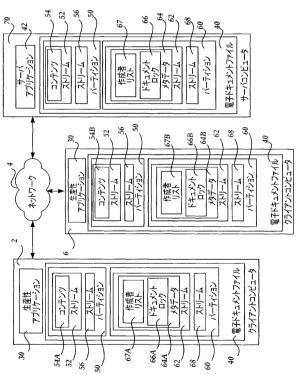
[0048]

ルーチン 7 0 0 は、操作 7 1 5 から操作 7 2 0 に続き、ここでクライアントコンピュータ 6 で実行されている生産性アプリケーション 3 0 は、パーティション 5 0 を、(クライアントコンピュータ 2 からの)編集済みコンテンツ 5 4 A、および(クライアントコンピュータ 6 からの)編集済みコンテンツ 5 4 Bで更新するように、サーバコンピュータ 7 0 のサーバアプリケーション 4 2 に要求する。ルーチン 7 0 0 は、操作 7 2 0 から図 6 の操作 6 5 0 に戻る。

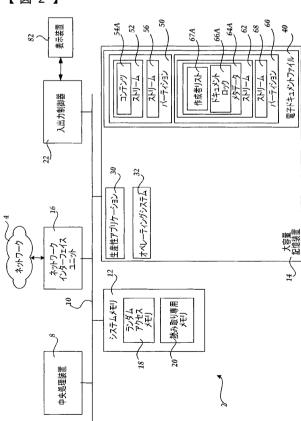
[0049]

様々な例示の実施形態に関して本発明を説明してきたが、以下の特許請求の範囲内でこれらの実施形態に数多くの改変を行うことができることが当業者には理解されよう。したがって、本発明の範囲は、上記の説明によっていかなる形にも限定されるものではなく、以下の特許請求の範囲を参照することによって完全に決定されるものである。

【図1】

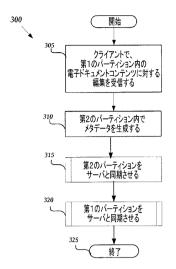


【図2】

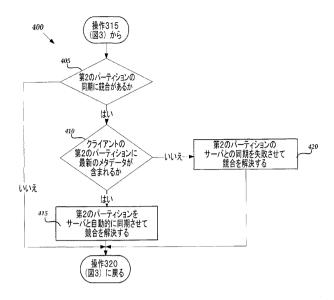


10

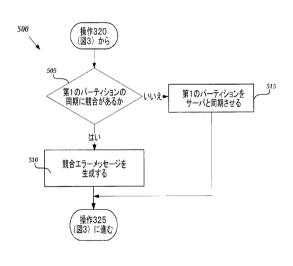
【図3】



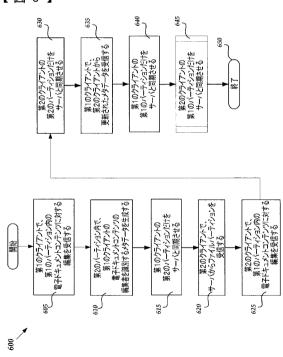
【図4】



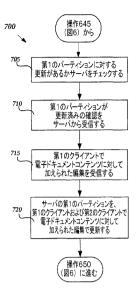
【図5】



【図6】



【図7】



フロントページの続き

(74)代理人 100120112

弁理士 中西 基晴

(74)代理人 100147991

弁理士 鳥居 健一

(74)代理人 100119781

弁理士 中村 彰吾

(74)代理人 100162846

弁理士 大牧 綾子

(74)代理人 100173565

弁理士 末松 亮太

(74)代理人 100138759

弁理士 大房 直樹

(74)代理人 100091063

弁理士 田中 英夫

(72)発明者 シモン ピーター クラーク

アメリカ合衆国 98052-6399 ワシントン州 レッドモンド ワン マイクロソフト ウェイ マイクロソフト コーポレーション エルシーエー・インターナショナル パテンツ内

(72)発明者 ミコ アーナブ エス.ボーズ

アメリカ合衆国 98052-6399 ワシントン州 レッドモンド ワン マイクロソフト ウェイ マイクロソフト コーポレーション エルシーエー・インターナショナル パテンツ内

(72)発明者 シュエレイ ソン

アメリカ合衆国 98052-6399 ワシントン州 レッドモンド ワン マイクロソフト ウェイ マイクロソフト コーポレーション エルシーエー - インターナショナル パテンツ内